

保存期間10年

通達乙地第10050号

令和2年3月27日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察用船舶運用要領の改正について

茨城県警察用船舶については、「茨城県警察用船舶運用要領」（平成29年3月24日付け通達乙地第142号別添）により運用しているところであるが、この度、同要領の一部を改め、別添のとおり新たに制定したことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察用船舶運用要領の制定について（平成29年3月24日付け通達乙地第142号）は廃止する。

記

主な改正点

- 1 船舶の係留及び船舶の保全上必要があると認めたときの措置について規定した。
- 2 船舶派遣申請書（別記様式第2号）、警察用船舶の出動日数、出動時間及び休船日数（別記様式第3号）及び法令別、自主・協力別犯罪の検挙・警告及び保護その他の取扱状況（別記様式第4号）を改めた。

別添

茨城県警察用船舶運用要領

第1 趣旨

この要領は、茨城県警察における警察用船舶（以下「船舶」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

第2 準拠

船舶の運用については、海事法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 定義

この要領において船舶とは、茨城県警察が保有する船舶のうち、神栖警察署に配備する「ときわ」及び土浦警察署に配備する「しらうめ」をいう。

第4 指導監督上の留意事項

地域部地域課長（以下「地域課長」という。）及び船舶を配備する警察署長（以下「配備署長」という。）は、船舶の乗務員（以下「乗務員」という。）の指導監督に当たっては、勤務実態、能力、経験等に応じて具体的に行い、常にその結果を確認するとともに、関係法令、気象、海象、船舶の運航等に必要な知識及び技能を習熟させるよう努めなければならない。

第5 運用方針

- 1 地域課長は、配備署長と連携して船舶の特性が発揮されるよう総合的な運用を図るものとする。
- 2 配備署長は、事件、事故等の時間的、季節的発生状況等を考慮し、船舶の計画的かつ重点的な運用に努めるものとする。
- 3 配備署長は、自署の管轄する水域（以下「管轄水域」という。）のほか、必要により次に掲げる水域（以下「広域水域」という。）においても船舶を運用することができる。
 - (1) ときわ 神栖市から北茨城市までの沿岸区域
 - (2) しらうめ 霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、外浪逆浦及び鰐川の全域
- 4 配備署長は、広域水域において船舶を運用するときは、当該水域を管轄する他の警察署長（以下「管轄署長」という。）に通報しなければならない。

第6 任務

乗務員は、次に掲げる任務の遂行に当たる。

- (1) 犯罪の予防検挙
- (2) 水難防止のための指導、警告及び広報

(3) 水難者の救助及び病人等の保護

(4) (1)から(3)までのほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命じた事項

第7 広域運用計画

配備署長は、月ごとに警察用船舶広域運用計画（別記様式第1号）を策定する。

広域運用計画の策定に当たっては、事前に地域課長及び管轄署長と調整し、船舶の効果的な運用が図られるよう配慮すること。

第8 派遣

1 本部長は、必要があると認めるときは、配備署長に対し、県外の水域へ船舶の派遣を命ずるものとする。

2 管轄署長は、船舶の派遣を求めようとする場合は、船舶派遣申請書（別記様式第2号）により、地域課長を経由して本部長に申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により派遣を求めることができる。

管轄署長は、船舶の派遣を求めた場合は、原則として自署の警察官を乗船させるものとする。

第9 事件の引継ぎ

乗務員は、管轄水域以外で取り扱った事件・事故を、管轄署長に引き継ぐものとする。

第10 係留等の措置

1 乗務員は、船舶を航行しないときは、所定の場所に船舶に係留しておかなければならない。ただし、寄港地の場合は、安全で、他の船舶の航行の妨害とならない場所に係留し、かつ緊急の出動に容易に対処し得る状態で係留するものとする。

2 乗務員は、気象状況その他の事情により、船舶の保全上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず安全な場所に船舶を退避させるなど所要の措置を講じなければならない。

第11 事故報告

配備署長は、海難事故、天災事故その他の理由により船舶が損傷したときは、速やかに地域課長を経由して本部長に報告しなければならない。

第12 定期報告

1 配備署長は、警察用船舶広域運用計画について、前月末日までに地域課長を経由して本部長に報告すること。

2 船舶の活動結果については、警察用船舶の出動日数、出動時間及び休船日数（別記様式第3号）及び法令別、自主・協力別犯罪の検挙・警告及び保護その他の取

扱状況（別記様式第4号）により、翌月の5日までに地域課長を経由して本部長に報告すること。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、船舶の運用に関し必要な事項は、地域課長が別に定める。

<様式略>